

令和 3 年 1 月 14 日

投資信託財産の評価及び計理等に関する規則の 一部改正に関する意見募集について

I 改正等の目的

企業会計基準委員会が策定した時価の算定に関する会計基準の適用指針において、投資信託については「投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正するとともに、当該改正に関する適用時期を定めることとする。」とされていた。これを踏まえ、これまで同委員会が定める同会計基準と本会が定めている投資信託の保有資産に係る評価に関する規律との整合性等について、投資信託の保有資産の評価に関する勉強会、計理専門委員会等で検討を行ってきたが、今般、同委員会との間で投資信託の保有資産に係る評価に関する規律と同会計基準との同等性について、協会規則において原則的な考え方を盛り込むことにより、確保することで同意することが出来たことから、このために必要な改正を行う。

II 募集期間

令和 3 年 1 月 14 日（木）より令和 3 年 2 月 15 日（月）（午後 5 時）まで

III 主な改正等の内容

投資信託財産の評価及び計理に関する規則第 3 条において、

- ・ 第 1 号を改正し、投資信託の保有資産の評価については、原則として、時価の算定基準に則る旨を盛り込む
- ・ 第 3 号を新設し、組入資産の評価に第三者から提供された価格を用いる場合に必要となる委託会社の社内体制等について規定
- ・ 第 4 号を新設し、本規則各条で定める規定に拠り難いと委託会社が判断した場合の対応について明示的に規定

IV 施行の時期

令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

V 今後の予定等

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和 3 年 3 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正等を行うことを目標とする。

以 上